

金融小委員会

2004 年 4 月 20 日

金融課税の一体化の位置付け

水野 忠恒

I はじめに

包括的所得概念から、二元的所得税に方向を変えるのか。二元的所得税の採用は、総合課税の目標も大きく変えるものである。

二元的所得税の根拠にある資本の海外流出という経済的問題は盛んに議論されたので、二元的所得税の考え方を一つの選択肢とする金融課税の一体化の論点について整理しつつ、考え方を述べたいと思う。

II 所得の区分

→ 金融所得という独立のカテゴリー（所得の種類）にまとめるか。

①利子所得→ 預貯金の利子の他、定型的な4つの商品に限定される。

②配当所得→ 配当の他、現物配当、自己株式の買受等

③譲渡所得

④不動産所得

⑤事業所得→ 貸付金利子、リース資産の収益

⑥一時所得→ 満期保険金、一時払い養老保険

⑦雑所得→ 割引債の償還差益、金融類似商品、年金保険

論点

i) 10 種類の所得の全面的見直しが必要になる。①、②、③のみをくくっても十分ではない。具体的な金融所得は、この3つには限定されない。

⇒ ほぼ全部の所得の所得の種類の見直しが必要になるとともに、きわめて難しい線引きが必要になる。

ii) そもそも所得の区分の意義はどこにあるのか。

⇒ 所得の性質により、課税力が異なるということを根拠に、所得の計算方法、課税方法等を異にしている。

e x. 所得の計算方法 — 必要経費の控除の可否、配当における負債の利子の控除、譲渡所得の取得費、譲渡所得における平準化措置、特に、損失の控除・損益相殺の問題等

e x. 所得の課税方法 — 源泉徴収、源泉分離、申告分離、比例税率の問題

- iii) 配当所得における配当控除のように、法人税負担との調整がなされる所得がある。他の所得では、出資（投資）資金の運用段階の課税は考慮しなくてよいのか。
- iv) LLC、LLP、投資信託・投資法人、SPCなどの事業体や、金融派生商品は、所得の性質を変換することにも用いられる。

↓

イ) 制度的・技術的観点からみれば、金融所得という所得の種類の新設は、かえって複雑さをもたらす。たとえ、①利子所得、②配当所得、③譲渡所得を中心に、金融所得の類型をつくっても、④不動産所得、⑤事業所得、⑥一時所得、⑦雑所得に含まれた金融関連所得のあてはめも大きな問題として残る。

ロ) 金融所得の定義が難しい。商法の現代化(2005年改正を目的)により、配当や自己株式の買受けが活発に行われるようになると、所得の区分をめぐり、複雑さが激増するのではないか。

ハ) 包括的所得概念とは、a)制限的所得概念(所得源泉説)、b)貯蓄・投資には課税しない消費型所得概念とはあいまいだが、c)分離課税も否定するものなのか。一般に、そこまで論じられてはいないと思われる。

ニ) 北欧の社会はわが国とは異なる点が多く、また、所得税の制度の変遷も詳細には知らされていない。⇒ 二元的所得税の方向は、わが国の制度として不適当と思われる。

III 損益通算(所得税法69条)

1) 損益通算の趣旨

i) 金融課税の一体化が論じられる意味は、①課税の中立性のため、金融関連所得には同一の税率を適用すること、②金融関連所得にかかる損失を、他の金融関連所得と相殺すること(損益通算)である。

・損益通算が認められるのは、人為的に区分された各種の所得の間において、プラスの所得とマイナスの損失とを相殺するということである。(損益通算の対象となる所得については、歴史的に変遷してきている。)

- ii) 損益通算の趣旨は、①事業または投資資金の回収、もしくは、②リスクに対する中立性の維持ということとされる。

↓

現行法では、不動産所得、事業所得、譲渡所得（株式・土地を除く）の損失のみ認められる。

- ・利子所得については、これまで、損失が生ずることは考えられなかった。
- ・一時所得については、損失は、収益をうるための投下資本といえるのか疑問がある。
- ・雑所得については、先物取引等の損失を例にとれば、投資の回収なのか疑問がある。

2) 損益通算の範囲

- ①総合課税される所得と分離課税される所得との間で損益通算をすることには理由がないと思われる。

累進課税される所得と比例税率で分離課税される所得とは区別されるべきである。

- ②事業活動から生ずる事業所得にかかる損失は、所得との関連性があり、いわば、必要経費、投下資本の未回収部分である。

- ③譲渡所得における損益通算には、譲渡益ではカバーできない投資の回収という性格がある。

e x. シヤウプ勧告

↓

他方で、①の分離課税される金融関連所得については、事業所得や不動産所得を主とする損益通算には含めるべきではないという考え方に矛盾する。

加えて、実現ベースの課税の下では、譲渡所得と経常的な所得とは性格が異なるという点にも留意が必要である。

- ④金融関連所得は、様々の所得の種類に含まれているが、上記の諸点を考慮しつつ、これらの所得の種類の間で、リスクに対する中立性や投資の回収などを根拠に損益通算を認めることは考えられる。

IV 結論

異なる所得の種類すべての間における損失の通算は問題が少なくないので、①同一の性格の所得の中で、さらには、②関連する所得で比例税率の適用される所得にかかる損失の控除を認めることが妥当であると思われる。→包括的所得概念の方向を変えるものではない。

↓

源泉分離課税（利子所得）については申告されないこともあり、損益通算にはなじまない。

e x. 公社債の譲渡損と預貯金の利子との相殺はできない。